

ID: 48

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	特別使用許可		
例規名 根拠条項	大河原町児童館管理運営規則 第8条第1項		
例規番号	昭和54年規則第8号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (特別使用許可)</p> <p>第8条 児童又は児童育成に関係ある団体、若しくはグループ等から児童育成の向上を目的とする行事、集会等を行うため児童館特別使用許可申請書(様式第1号)の提出があったときは、児童館の使用を認めることができる。</p> <p>2 町長は、前項による申請書を受理したときは、これを審査し、児童館の管理運営に支障がないと認めた場合は、児童館特別使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日